事務事業評価調書

別紙

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	10 ー 1

事 業 名	語学指導等を行う外国人青年招致事業	担当課・係名（上段：課名・下段：係名）	教育委員会管理課
（計画事業名）			総務係・学校教育係
（細事業名）		調書作成者職氏名	新谷朋人

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☑登載事業	□非登載事業
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	
施策の項目の分類	学校教育の充実	
主要施策の分類	教育内容の充実	

【総合計画以外の計画・指針等】

【根拠法令等】

【事務種類】 自治事務（単独）

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	（Who）	町内児童・生徒	受益者負担	有 ・（無）
事業の意図	（What）	国際感覚に富んだ人材の育成		
事業の手段	（How）	外国人青年の招致による外国語教育の実施		
事業の結果	（Outcome）	授業・活動の実施によって外国語教育の充実が図られた。また地域レベルでの国際感覚の向上が図られた。		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備　考】
外国人青年の招致	招致1名（小・中・高での授業実施）	招致1名（小・中・高での授業実施）	招致1名（小・中・高での授業実施）	招致1名（小・中・高での授業実施）		H10～H19	5,500

【事業計画の達成状況】

（a） 事業計画を予定どおりに達成している

b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである

c 事業計画を達成できる見込みがない

（説明）～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

年間を通じて町内各学校における外国語教育への参加
機関満了に伴い8月に新たな外国人青年を迎え入れる予定

【町民への周知方法】

町広報誌の活用

【関係機関・関係部署との役割分担】

町内各学校との授業調整

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ（廃止・縮小）事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

（1）行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供

イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供

ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供

（エ） 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供

オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等

カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等

キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

（行政と民間のいずれが行うべきか）

（a） 行政が行うべきである

b 一部は民間が行うべきである

c 民間が行うべきである

（説明）

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障･展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的･効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種･類似事業の増加･充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 (該当) ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 国際化社会の進展に伴い国際感覚に富んだ人材の育成と地域レベルでの更なる国際感覚の向上が必要なため
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている (b) 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野･地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金･ノウハウの導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ (不可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ (非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国･道補助負担金の一般財源化または縮減･廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象･手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明) JET就業規則に則った招致に必要な費用である
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象･手段に改善余地がある c 別の対象･手段を加える、又は別の対象･手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない (b) a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

事務事業評価調書

別紙

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	10 ー 2

事 業 名	教育相談活動推進事業
(計画事業名)	
(細事業名)	

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	教育委員会管理課
	総務係・学校教育係
調書作成者職氏名	新谷朋人

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☑登載事業	□非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち		
施策の項目の分類	学校教育の充実		【根拠法令等】
主要施策の分類	家庭や地域社会との連携強化と開かれた学校づくり		【事務種類】 自治事務(単独)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	町内において問題や課題を抱える児童・生徒・父母等	受益者負担	有 ・(無)
事業の意図	(What)	児童・生徒の健全な育成		
事業の手段	(How)	専門の相談員の配置による教育相談室の設置		
事業の結果	(Outcome)	なやみや問題・課題解消に向けた取り組みの強化と充実が図られた		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
専門相談員配置による教育相談室の設置	相談件数202件	相談件数213件	相談件数231件	ー		H10～H19	2,671

【事業計画の達成状況】

a 事業計画を予定どおりに達成している

b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである

(c) 事業計画を達成できる見込みがない

(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等

専門の相談員の退職から平成19年度は教育委員会に相談室を設置している状況にあるが、プライバシー保護の問題や専門的知識を有する職員の不在により、適切な相談ができない

【本年度の事業実施スケジュール】

年間を通じて教育委員会に相談室を開設

【町民への周知方法】

折込チラシ

【関係機関・関係部署との役割分担】

学校との緊密な情報交換

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ(廃止・縮小)事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

(1) 行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供

イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供

ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供

(エ) 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供

オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等

カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等

キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)

(a) 行政が行うべきである

b 一部は民間が行うべきである

c 民間が行うべきである

(説明)

教育局からの指導

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 (該当) ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 社会的にいじめ、不登校、虐待、非行等様々な問題が増加しており、これらの防止、課題解決が必要不可欠である
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ (不可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ (非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある (c) 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明) 専門的知識を有した相談員の発掘が必要
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない (b) a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 相談室を移設し教育委員会へ設置以後期間も経過していないが、前相談員並の活動はできないと思われ、人材が見つかった際には再設置を検討すべき

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

事務事業評価調書

別紙

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	10 ー 3

事 業 名	教員住宅風呂ガス釜取替工事
(計画事業名)	
(細事業名)	

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	教育委員会管理課 総務係・学校教育係
調書作成者職氏名	新谷朋人

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☑ 登載事業	□ 非登載事業
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	
施策の項目の分類	学校教育の充実	
主要施策の分類	教職員住宅の整備	

【総合計画以外の計画・指針等】

【根拠法令等】

【事務種類】 自治事務(単独)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	教員住宅	受益者負担	有 ・(無)
事業の意図	(What)	教員住宅の環境整備		
事業の手段	(How)	住宅改修(風呂釜の更新)		
事業の結果	(Outcome)	計画どおり達成し、教員住宅の環境整備が図られた。		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
風呂ガス釜更新	9戸	9戸	11戸	8戸	H22まで44戸	H16～19	2,368

【事業計画の達成状況】

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

建築係～設計・監督

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ(廃止・縮小)事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

(1) 行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
(キ) 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)

(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障･展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的･効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種･類似事業の増加･充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野･地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金･ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国･道補助負担金の一般財源化または縮減･廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象･手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象･手段に改善余地がある c 別の対象･手段を加える、又は別の対象･手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉

※A選択の場合のみ

方向性 A ― ア

（上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）

〈町長評価〉

方向性 ―

（説明）

ガス釜が老朽化し、火災や爆発等の危険性があるため、計画どおり古い設備から更新することが、必要である。

（説明）

事務事業評価調書

別紙

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	10 ー 4

事 業 名	教員住宅水洗化改修工事
(計画事業名)	
(細事業名)	

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	教育委員会管理課 総務係・学校教育係
調書作成者職氏名	新谷朋人

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☑登載事業	□非登載事業
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	
施策の項目の分類	学校教育の充実	
主要施策の分類	教職員住宅の整備	

【総合計画以外の計画・指針等】

【根拠法令等】

【事務種類】 自治事務(単独)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	教員住宅	受益者負担	有 ・(無)
事業の意図	(What)	教員住宅の環境整備		
事業の手段	(How)	住宅改修(水洗化工事)		
事業の結果	(Outcome)	計画どおり達成し、教員住宅の環境整備が図られた。		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
水洗化改修工事	1棟4戸	1棟4戸	1棟2戸	—		H15～18	850

【事業計画の達成状況】

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

建築係～設計・監督

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ(廃止・縮小)事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

(1) 行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
(キ) 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)

(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障･展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的･効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種･類似事業の増加･充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野･地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金･ノウハウの導入の検討 可 ・不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国･道補助負担金の一般財源化または縮減･廃止の可能性 有 ・無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象･手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象･手段に改善余地がある c 別の対象･手段を加える、又は別の対象･手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 B ― ※A選択の場合のみ （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

別紙

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	10 ー 5

事 業 名	共栄小学校玄関前舗装改修工事	担当課・係名（上段：課名・下段：係名）	教育委員会管理課
（計画事業名）			総務係・学校教育係
（細事業名）		調書作成者職氏名	新谷朋人

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】 ☑登載事業 □非登載事業

まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち
施策の項目の分類	学校教育の充実
主要施策の分類	学校施設・設備の整備充実

【総合計画以外の計画・指針等】

【根拠法令等】

【事務種類】 自治事務（単独）

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	（Who）	共栄小学校	受益者負担	有 ・（無）
事業の意図	（What）	学校施設の整備		
事業の手段	（How）	施設の補修		
事業の結果	（Outcome）	計画どおり達成し、施設の整備が図られた。		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備　考】
校舎周りの舗装改修			舗装改修			H18	1,691

【事業計画の達成状況】

（a） 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

（説明）～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

建築係～設計・監督

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ（廃止・縮小）事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

（1）行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
（キ） 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

（行政と民間のいずれが行うべきか）

（a） 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

（説明）

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障･展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的･効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種･類似事業の増加･充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野･地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金･ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国･道補助負担金の一般財源化または縮減･廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象･手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象･手段に改善余地がある c 別の対象･手段を加える、又は別の対象･手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 B ― ※A選択の場合のみ （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

事務事業評価調書

別紙

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	10 ー 6

事 業 名	幌内小学校校長住宅屋根塗装改修工事
(計画事業名)	
(細事業名)	

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	教育委員会管理課 総務係・学校教育係
調書作成者職氏名	新谷朋人

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	□ 登載事業 ☑ 非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	
施策の項目の分類	学校教育の充実	【根拠法令等】
主要施策の分類	学校施設・設備の整備充実	【事務種類】 自治事務(単独)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	教員住宅	受益者負担	有 ・ (無)
事業の意図	(What)	教員住宅の環境整備		
事業の手段	(How)	住宅改修(屋根塗装)		
事業の結果	(Outcome)	計画どおり達成し、教員住宅の環境整備が図られた。		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
教員住宅屋根塗装改修			塗装一式			H18	358

【事業計画の達成状況】

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

建築係～設計・監督

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ(廃止・縮小)事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

(1) 行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
(キ) 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)

(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障･展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的･効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種･類似事業の増加･充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野･地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金･ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国･道補助負担金の一般財源化または縮減･廃止の可能性 有 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象･手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象･手段に改善余地がある c 別の対象･手段を加える、又は別の対象･手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 B ― ※A選択の場合のみ （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

事務事業評価調書

別紙

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	10 ー 7

事 業 名	雄武小学校コピー機更新
(計画事業名)	
(細事業名)	

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	教育委員会管理課 総務係・学校教育係
調書作成者職氏名	新谷朋人

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】		登載事業 ☑ 非登載事業
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	
施策の項目の分類	学校教育の充実	
主要施策の分類	学校施設・設備の整備充実	

【総合計画以外の計画・指針等】

【根拠法令等】

【事務種類】 自治事務(単独)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	雄武小学校	受益者負担	有 ・(無)
事業の意図	(What)	学校管理備品の更新整備		
事業の手段	(How)	備品(コピー機)購入		
事業の結果	(Outcome)	計画どおり達成し、事務等設備の整備が図られた。		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
コピー機購入			1台			H18	1,050

【事業計画の達成状況】

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ(廃止・縮小)事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

(1) 行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
(キ) 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)

(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・ (非該当) (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ (不 可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ (非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) (a) 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 B ― ※A選択の場合のみ （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

別紙

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	10 ー 8

事 業 名	沢木小学校コピー機更新	担当課・係名（上段：課名・下段：係名）	教育委員会管理課
（計画事業名）			総務係・学校教育係
（細事業名）		調書作成者職氏名	新谷朋人

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	□登載事業 ☑非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	
施策の項目の分類	学校教育の充実	【根拠法令等】
主要施策の分類	学校施設・設備の整備充実	【事務種類】 自治事務（単独）

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	（Who）	沢木小学校	受益者負担	有 ・（無）
事業の意図	（What）	学校管理備品の更新整備		
事業の手段	（How）	備品（コピー機）購入		
事業の結果	（Outcome）	計画どおり達成し、事務等設備の整備が図られた。		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備　考】
コピー機購入			1台			H18	892

【事業計画の達成状況】

（a） 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

（説明）～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ（廃止・縮小）事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

（1）行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
（キ） 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

（行政と民間のいずれが行うべきか）

（a） 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

（説明）

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 B ― ※A選択の場合のみ （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

別紙

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	10 ー 9

事 業 名	豊丘小学校ステージ幕更新	担当課・係名（上段：課名・下段：係名）	教育委員会管理課
（計画事業名）			総務係・学校教育係
（細事業名）		調書作成者職氏名	新谷朋人

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	□ 登載事業 ☑ 非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】	
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち		
施策の項目の分類	学校教育の充実	【根拠法令等】	
主要施策の分類	学校施設・設備の整備充実	【事務種類】 自治事務（単独）	

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	（Who）	沢木小学校	受益者負担	有 ・（無）
事業の意図	（What）	学校管理備品の更新整備		
事業の手段	（How）	備品（ステージ幕）購入		
事業の結果	（Outcome）	計画どおり達成し、管理設備の整備が図られた。		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備　考】
ステージ幕購入			1式			H18	748

【事業計画の達成状況】

（a） 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

（説明）～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ（廃止・縮小）事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

（1）行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
（キ） 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

（行政と民間のいずれが行うべきか）

（a） 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

（説明）

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障･展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的･効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種･類似事業の増加･充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野･地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金･ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国･道補助負担金の一般財源化または縮減･廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象･手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象･手段に改善余地がある c 別の対象･手段を加える、又は別の対象･手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 B ― ※A選択の場合のみ （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

事務事業評価調書

別紙

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	10 ー 10

事 業 名	山村留学推進連絡協議会運営事業	担当課・係名（上段：課名・下段：係名）	教育委員会管理課
（計画事業名）			総務係・学校教育係
（細事業名）		調書作成者職氏名	新谷朋人

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☑ 登載事業	□ 非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち		
施策の項目の分類	学校教育の充実		【根拠法令等】
主要施策の分類	家庭や地域社会との連携強化		【事務種類】 自治事務（単独）

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	（Who）	山村留学推進連絡協議会	受益者負担	有 ・（無）
事業の意図	（What）	在籍児童を確保し、安定した学校運営を図る。		
事業の手段	（ How ）	運営費の助成		
事業の結果	（Outcome）	制度の周知活動を積極的に実施することにより、留学児童の確保ができ、安定した学校運営が図られた。		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
協議会運営費の助成	900,000円	850,000円	800,000円	700,000円		H13～19	800,000円

【事業計画の達成状況】

（a） 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

（説明）～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

総会開催後に申請により補助金を支給

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

共栄小・幌内小にそれぞれ事務局を設置

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ（廃止・縮小）事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

（1）行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
（キ） 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

（行政と民間のいずれが行うべきか）

a 行政が行うべきである
（b） 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

（説明）

父兄の雇用の場の確保（民間～労働力の確保）

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障･展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的･効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種･類似事業の増加･充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 H13年4月～
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 留学児童の受け入れ実績はあるものの、毎年の受け入れとはなっていない。
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野･地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

VI事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金･ノウハウの導入の検討 可 ・不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他(NPO等)	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不 可	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国･道補助負担金の一般財源化または縮減･廃止の可能性 有 ・無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象･手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象･手段に改善余地がある c 別の対象･手段を加える、又は別の対象･手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 町単事業であることから廃止も検討できる。

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

別紙

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	10 ー 11

事 業 名	雄武町学校教育振興推進協議会補助金	担当課・係名（上段：課名・下段：係名）	教育委員会管理課
（計画事業名）			総務係・学校教育係
（細事業名）		調書作成者職氏名	新谷朋人

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	□登載事業 ☑非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】	
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち		
施策の項目の分類	学校教育の充実	【根拠法令等】	
主要施策の分類	教職員の資質の向上	【事務種類】 自治事務（単独）	

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	（Who）	雄武町学校教育振興推進協議会	受益者負担	有 ・（無）
事業の意図	（What）	町内教職員の資質向上・連携・情報交換		
事業の手段	（How）	運営費の助成		
事業の結果	（Outcome）	町内の全教職員を対象とした効果的な活動が実施でき、その効果を教育の場に反映することがで		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
協議会運営費の助成	1,500,000円	1420,000円	1,200,000円	1,200,000円		H15～19	1,200

【事業計画の達成状況】

（a） 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

（説明）～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

総会開催後に申請により補助金を支給

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ（廃止・縮小）事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

（1）行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
（キ） 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

（行政と民間のいずれが行うべきか）

（a） 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

（説明）

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障･展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的･効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種･類似事業の増加･充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 H15年度～
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野･地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金･ノウハウの導入の検討 可 ・不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他(NPO等)	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・不 可	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国･道補助負担金の一般財源化または縮減･廃止の可能性 有 ・無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象･手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象･手段に改善余地がある c 別の対象･手段を加える、又は別の対象･手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 活動するための自主財源がないことから休廃止は困難である。

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

事務事業評価調書

別紙

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	10 ー 12

事 業 名	遠距離通学児童負担金
(計画事業名)	
(細事業名)	

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	教育委員会管理課
	総務係・学校教育係
調書作成者職氏名	新谷朋人

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☑ 登載事業	□ 非登載事業
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	
施策の項目の分類	学校教育の充実	
主要施策の分類	就学援助・通学対策の充実	

【総合計画以外の計画・指針等】

【根拠法令等】

【事務種類】 自治事務(単独)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	遠距離通学児童	受益者負担	有 ・ (無)
事業の意図	(What)	遠距離通学児童の勉学意欲の向上		
事業の手段	(How)	通学経費の負担		
事業の結果	(Outcome)	遠距離児童の通学に係る負担を軽減することにより、格差のない教育の場の提供が図られた。		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
遠距離通学経費の負担	対象者 5名	対象者 3名	対象者 5名	対象者 5名		H10～19	18

【事業計画の達成状況】

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

補助規定に基づき該当児童に年度末に支給

【町民への周知方法】

各学校を通じて周知

【関係機関・関係部署との役割分担】

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ(廃止・縮小)事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

(1) 行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
(キ) 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)

(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障･展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的･効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種･類似事業の増加･充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 (該当) 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野･地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金･ノウハウの導入の検討 可 ･(不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・(不 可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ･(不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・(非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国･道補助負担金の一般財源化または縮減･廃止の可能性 有 ･(無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象･手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象･手段に改善余地がある c 別の対象･手段を加える、又は別の対象･手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる (d) 事業の廃止を検討することができる	(説明) 町単事業であることから廃止も検討できる。

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉

方向性 A ― ア

※A選択の場合のみ

（上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）

（説明）

助成内容等の見直しによる縮小

〈町長評価〉

方向性 ―

（説明）

事務事業評価調書

別紙

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	10 ー 13

事 業 名	言語治療通学費補助
(計画事業名)	
(細事業名)	

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	教育委員会管理課 総務係・学校教育係
調書作成者職氏名	新谷朋人

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☑登載事業	□非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち		
施策の項目の分類	学校教育の充実		【根拠法令等】
主要施策の分類	就学援助・通学対策の充実		【事務種類】 自治事務(単独)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	ことばの教室通級児童・ことばの教室運営協議会	受益者負担	有 ・(無)
事業の意図	(What)	早期治療に係る通級経費の負担軽減		
事業の手段	(How)	交通費の助成・教室運営費の負担		
事業の結果	(Outcome)	計画どおり達成し、早期治療の実施と通級者の負担軽減や治療の場の確保が図られた。		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
交通費助成・運営費負担	運営費負担・5名	運営費負担・5名	運営費負担・2名	運営費負担・10名		H10～19	148

【事業計画の達成状況】

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明) ～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

年度末において、通級実績により助成。

【町民への周知方法】

ことばの教室・各学校を通じて周知

【関係機関・関係部署との役割分担】

西紋5市町村の負担金による教室の運営

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ(廃止・縮小)事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

(1) 行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
(キ) 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)

(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障･展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的･効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種･類似事業の増加･充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 (該当) 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野･地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金･ノウハウの導入の検討 可 (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・(不 可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 (可) ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・(機関の共同設置)・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 現在も共同設置
②執行事業の広域連携の状況 (該当) 非該当 (導入方式) 協議会 ・(機関の共同設置)・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める 現在も共同設置
【特定財源の変動】	
国･道補助負担金の一般財源化または縮減･廃止の可能性 有 ・(無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象･手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象･手段に改善余地がある c 別の対象･手段を加える、又は別の対象･手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない (b) a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 町単事業であることから廃止も検討できるが、経済困窮者等に対しての措置も検討しなければならない。紋別地区療育センター通給費助成との関連

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明） 助成基準等の見直しによる縮小	（説明）

事務事業評価調書

別紙

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	10 ー 14

事 業 名	準要保護児童生徒就学援助費
(計画事業名)	
(細事業名)	

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	教育委員会管理課 総務係・学校教育係
調書作成者職氏名	新谷朋人

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☑登載事業	□非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち		
施策の項目の分類	学校教育の充実		【根拠法令等】
主要施策の分類	就学援助		【事務種類】 自治事務(単独)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	準要保護児童・生徒	受益者負担	有 ・(無)
事業の意図	(What)	経済的に就学困難な児童生徒に対する援助		
事業の手段	(How)	給食費、学用品費・修学旅行費等の援助		
事業の結果	(Outcome)	計画どおり達成し、就学条件の均一化により勉学意欲の向上が図られた。		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
就学援助(児童)	対象者 14名	対象者 9名	対象者 10名	対象者 11名		H10～19	523
就学援助(生徒)	対象者 13名	対象者 16名	対象者 11名	対象者 13名		H10～19	945

【事業計画の達成状況】

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

周知・申請・審査・支給

【町民への周知方法】

学校を通じて周知

【関係機関・関係部署との役割分担】

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ(廃止・縮小)事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

(1) 行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
(イ) 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)

(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障･展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的･効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種･類似事業の増加･充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 (該当・非該当) (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 国の制度に基づき実施された。
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野･地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金･ノウハウの導入の検討 可 ・(不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他(NPO等)	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ (不 可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・(不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・(非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国･道補助負担金の一般財源化または縮減･廃止の可能性 有 ・(無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象･手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象･手段に改善余地がある c 別の対象･手段を加える、又は別の対象･手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない (b) a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) 国の補助金は三位一体の改革により一般財源化されたが、教育振興のためには必要な制度であることから、休廃止は困難である。

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉

方向性 A ― ア

※A選択の場合のみ

（上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）

（説明）

補助基準等の上限設定等により若干の削減は可能である。

〈町長評価〉

方向性 ―

（説明）

事務事業評価調書

別紙

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	10 ー 15

事 業 名	雄武小学校2階女子トイレ改修工事
(計画事業名)	
(細事業名)	

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	教育委員会管理課 総務係・学校教育係
調書作成者職氏名	新谷朋人

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】		登載事業 ☑非登載事業
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	
施策の項目の分類	学校教育の充実	
主要施策の分類	学校施設・設備の整備充実	

【総合計画以外の計画・指針等】

【根拠法令等】

【事務種類】 自治事務(単独)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	雄武小学校	受益者負担	有 ・(無)
事業の意図	(What)	学校施設の整備		
事業の手段	(How)	設備の更新		
事業の結果	(Outcome)	計画どおり達成し、施設の整備とともに教育環境の整備が図られた。		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
肢体不自由児童対応トイレへの改修			トイレ改修 1基			H18	820

【事業計画の達成状況】

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

建築係～設計・監督

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ(廃止・縮小)事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

(1) 行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
(キ) 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)

(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障･展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的･効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種･類似事業の増加･充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・ (非該当) (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野･地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金･ノウハウの導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ (不可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 (非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国･道補助負担金の一般財源化または縮減･廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象･手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象･手段に改善余地がある c 別の対象･手段を加える、又は別の対象･手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) (a) 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 B ― ※A選択の場合のみ （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

別紙

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	10 ー 16

事 業 名	小学校教師用指導書購入事業	担当課・係名（上段：課名・下段：係名）	教育委員会管理課
（計画事業名）			総務係・学校教育係
（細事業名）		調書作成者職氏名	新谷朋人

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	□登載事業 ☑非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	
施策の項目の分類	学校教育の充実	【根拠法令等】
主要施策の分類	教職員の資質の向上	【事務種類】 自治事務（単独）

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	（Who）	小学校教諭	受益者負担	有 ・（無）
事業の意図	（What）	教員の指導能力等の向上		
事業の手段	（How）	指導書の購入		
事業の結果	（Outcome）	計画どおり達成し、結果、教育現場での指導能力等の向上が図られた。		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
指導書の購入	613,275円	3,640,960円	387,345円	370,000円		H10～19	387

【事業計画の達成状況】

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

（説明）～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

前年度未購入分の購入

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ（廃止・縮小）事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

（1）行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
(キ) 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

（行政と民間のいずれが行うべきか）

(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

（説明）

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 (該当・非該当) (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可・(不可) (導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他(NPO等)	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中・全部可・一部可・(不可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可・(不可) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当・(非該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・(無) (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他( )	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) (a) 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

別紙

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	10 ー 17

事 業 名	教職員教育振興事業負担金	担当課・係名（上段：課名・下段：係名）	教育委員会管理課
（計画事業名）			総務係・学校教育係
（細事業名）		調書作成者職氏名	新谷朋人

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	□登載事業 ☑非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	
施策の項目の分類	学校教育の充実	【根拠法令等】
主要施策の分類	教職員の資質の向上	【事務種類】 自治事務（単独）

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	（Who）	教職員	受益者負担	有 ・（無）
事業の意図	（What）	各種研修等の参加や校内研修の実施により資質の向上を図る.		
事業の手段	（How）	研修会等参加経費や校内研修事業費の一部負担		
事業の結果	（Outcome）	計画どおり達成し、その成果が教育現場に還元された.		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
研修会参加経費負担	道外研修 0名	道外研修 0名	修学旅行 5名	修学旅行 0名		H10～19	422
校内研修事業費負担	道内研修 9名	道内研修 9名	道内研修 8名	道内研修 9名			
修学旅行引率経費負担	校内研修 5校	校内研修 5校	校内研修 5校	校内研修 7校			
進路指導情報交換会経費負担	公開研修 1校	公開研修 1校	公開研修 1校	公開研修 1校			
				情報交換 2名			

【事業計画の達成状況】

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

（説明）～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

前年度未購入分の購入

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ（廃止・縮小）事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

（1）行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
(キ) 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

（行政と民間のいずれが行うべきか）

(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

（説明）

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 (該当・非該当) (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 教職員の研修意欲の向上、資質の向上
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可・(不可) (導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他(NPO等)	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中・全部可・一部可・(不可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可・(不可) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当・(非該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・(無) (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他( )	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない (b) a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

別紙

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	10 ー 18

事 業 名	雄武中学校校舎棟電気暖房機更新工事
(計画事業名)	
(細事業名)	

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	教育委員会管理課 総務係・学校教育係
調書作成者職氏名	新谷朋人

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☑登載事業	非登載事業
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	
施策の項目の分類	学校教育の充実	
主要施策の分類	学校施設・設備の整備充実	

【総合計画以外の計画・指針等】

【根拠法令等】

【事務種類】 自治事務(単独)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	雄武中学校	受益者負担	有 ・(無)
事業の意図	(What)	学校施設の整備		
事業の手段	(How)	設備の更新		
事業の結果	(Outcome)	計画どおり達成し、施設の整備とともに教育環境の整備が図られた。		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
電気暖房機の更新		普通教室6室	特別教室他	音楽室他	暖房機更新 62基	H17～19	7,658

【事業計画の達成状況】

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

建築係～設計・監督

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ(廃止・縮小)事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

(1) 行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
(キ) 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)

(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障･展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的･効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種･類似事業の増加･充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野･地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金･ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不 可	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ 不可 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当 (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国･道補助負担金の一般財源化または縮減･廃止の可能性 有 ・ 無 (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象･手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象･手段に改善余地がある c 別の対象･手段を加える、又は別の対象･手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉

※A選択の場合のみ

方向性 A ― ア

（上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）

〈町長評価〉

方向性 ―

（説明）

暖房設備の老朽化等による更新工事であり、年次計画により完成させたい。

（説明）

別紙

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	10 ー 19

事 業 名	雄武中学校屋体電気暖房機改修工事	担当課・係名（上段：課名・下段：係名）	教育委員会管理課
（計画事業名）			総務係・学校教育係
（細事業名）		調書作成者職氏名	新谷朋人

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	☑登載事業	□非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち		
施策の項目の分類	学校教育の充実		【根拠法令等】
主要施策の分類	学校施設・設備の整備充実		【事務種類】 自治事務（単独）

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	（Who）	雄武中学校	受益者負担	有 ・（無）
事業の意図	（What）	学校施設の整備		
事業の手段	（How）	設備の更新		
事業の結果	（Outcome）	計画どおり達成し、施設の整備とともに教育環境の整備が図られた。		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備　考】
電気暖房機の更新			屋体			H18	5,341

【事業計画の達成状況】

（a） 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

（説明）～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

建築係～設計・監督

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ（廃止・縮小）事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

（1）行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
（キ） 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

（行政と民間のいずれが行うべきか）

（a） 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

（説明）

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障･展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的･効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種･類似事業の増加･充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ・ (非該当) (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野･地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金･ノウハウの導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ (不 可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・ (不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ (非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国･道補助負担金の一般財源化または縮減･廃止の可能性 有 ・ (無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象･手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象･手段に改善余地がある c 別の対象･手段を加える、又は別の対象･手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) (a) 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 B ― ※A選択の場合のみ （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

別紙

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	10 ー 20

事 業 名	雄武中学校パソコン更新	担当課・係名（上段：課名・下段：係名）	教育委員会管理課
（計画事業名）			総務係・学校教育係
（細事業名）		調書作成者職氏名	新谷朋人

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	□ 登載事業 ☑ 非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	
施策の項目の分類	学校教育の充実	【根拠法令等】
主要施策の分類	学校施設・設備の整備充実	【事務種類】 自治事務（単独）

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	（Who）	雄武中学校	受益者負担	有 ・（無）
事業の意図	（What）	学校管理備品の更新整備		
事業の手段	（How）	備品（パソコン）購入		
事業の結果	（Outcome）	計画どおり達成し、事務等設備の整備が図られた。		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備　考】
パソコン購入			1台			H18	220

【事業計画の達成状況】

（a） 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

（説明）～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ（廃止・縮小）事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

（1）行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
（キ） 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

（行政と民間のいずれが行うべきか）

（a） 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

（説明）

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障･展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的･効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種･類似事業の増加･充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 該当 ･(非該当) (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野･地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金･ノウハウの導入の検討 可 (不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・(不 可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ･(不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ･(非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国･道補助負担金の一般財源化または縮減･廃止の可能性 有 ･(無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象･手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象･手段に改善余地がある c 別の対象･手段を加える、又は別の対象･手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) (a) 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 B ― ※A選択の場合のみ （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

別紙

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	10 ー 21

事 業 名	中学校教師用指導書購入事業	担当課・係名（上段：課名・下段：係名）	教育委員会管理課
（計画事業名）			総務係・学校教育係
（細事業名）		調書作成者職氏名	新谷朋人

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	□登載事業 ☑非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	
施策の項目の分類	学校教育の充実	【根拠法令等】
主要施策の分類	教職員の資質の向上	【事務種類】 自治事務（単独）

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	（Who）	中学校教諭	受益者負担	有 ・（無）
事業の意図	（What）	教員の指導能力等の向上		
事業の手段	（How）	指導書の購入		
事業の結果	（Outcome）	計画どおり達成し、結果、教育現場での指導能力等の向上が図られた。		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
指導書の購入	3,640,960円	387,345円	381,570円	110,000円		H10～19	381

【事業計画の達成状況】

（a） 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

（説明）～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

前年度未購入分の購入

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ（廃止・縮小）事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

（1）行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
（キ） 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

（行政と民間のいずれが行うべきか）

（a） 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

（説明）

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 (該当・非該当) (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可・(不可) (導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他(NPO等)	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中・全部可・一部可・(不可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可・(不可) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当・(非該当) (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・(無) (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他( )	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) (a) 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）

別紙

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号	10 ー 22

事 業 名	生徒教育振興事業負担金
(計画事業名)	
(細事業名)	

担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	教育委員会管理課 総務係・学校教育係
調書作成者職氏名	新谷朋人

Ⅰ事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	□ 登載事業 ☑ 非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	
施策の項目の分類	学校教育の充実	【根拠法令等】
主要施策の分類	教育内容の充実	【事務種類】 自治事務(単独)

Ⅱ事業の説明等

事業の対象	(Who)	中学生	受益者負担	有 ・(無)
事業の意図	(What)	課外活動等の充実		
事業の手段	(How)	中体連等参加経費の負担		
事業の結果	(Outcome)	計画どおり達成し、中体連競技等への参加を促し、課外活動教育の向上が図られた。		

Ⅲ事業の執行状況

※事業量の推移について記入　　※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備 考】
中体連等参加経費の負担	1,671,412円	1,117,472円	1,630,922円	1,400,000円		H10～19	1631

【事業計画の達成状況】

(a) 事業計画を予定どおりに達成している
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである
c 事業計画を達成できる見込みがない

(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等

【本年度の事業実施スケジュール】

中体連ブロック大会、地区大会、全道大会等の参加経費負担

【町民への周知方法】

【関係機関・関係部署との役割分担】

Ⅳ事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】		
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業	
	②代 替 案	
	③スクラップ(廃止・縮小)事業	
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取	
	②関係部署等との調整	
	③国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】		

Ⅴ事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】

①民間との役割分担

(1) 行政としての役割

ア 公共的な財・サービスの提供
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等
(キ) 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務

(行政と民間のいずれが行うべきか)

(a) 行政が行うべきである
b 一部は民間が行うべきである
c 民間が行うべきである

(説明)

(民間補助事業の場合) (2) 民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
②情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明)
※ 今年度で１０年目となる長期継続事業 (該当・非該当) (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 中体連競技等への参加
【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) (a) 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果がある程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明)
【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) (a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)

Ⅵ事業の参考事項

【民間能力の活用】	
①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・(不可) (導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他(NPO等)	(説明)
②執行事業の外部委託の可否 実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ (不可)	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること
【広域連携の活用】	
①広域連携の導入の検討 可 ・(不可) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
②執行事業の広域連携の状況 該当 ・(非該当) (導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・(無) (変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )	(説明)
【事業の対象・手段】	
①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) (a) 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している	(説明)
②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) (a) 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない (b) a には該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明) スポーツ、芸術教育の振興を図るためには必要な事業であり、管内全市町村が事業を実施しており、休廃止するのは難しいと思われる。

Ⅶ事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分（選択例）

A 継 続

ア 現状維持　（事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの）

イ 拡 充　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの）

ウ 縮 小　（事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの）

エ 統 合　（事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの）

B 終 了　（単年度事業、期間満了による事業の終了）

C 休 止　（隔年度での事業実施などによる事業の休止）

D 廃 止

〈担当所管評価〉	〈町長評価〉
方向性 A ― ア（※A選択の場合のみ） （上記A～Dから選択記入）　（上記ア～エから選択記入）	方向性 ―
（説明）	（説明）